

市では、職員が講師となって市の取組みや暮らしに役立つ情報をお話する『湯沢市出前講座』を開設します。町内会館などに出向きますので、実施希望日の3週間前までに下記へお申し込みください。



## 『湯沢市出前講座』のご案内

～町内会事業などにも、ご活用ください～

### ◆ 令和5年度 出前講座メニュー ◆

分類	No	講座名	時間(分)	分類	No	講座名	時間(分)
市政	1	湯沢市総合振興計画の概要	30～60	子育て福祉	1	湯沢市の子育て施策講座	40
	2	地方創生 ～人口減少社会に備えた地域づくり～	30～60		2	民生委員・児童委員制度	30
	3	男女共同参画講座	30～60		3	生活困窮者自立支援制度	30～60
	4	シェアリングエコノミー入門	30		4	もっと知ろう介護保険(3月を除く)	40
	5	まちの問題見つけてスマホですぐ投稿！～「まちもんゆざわ」使い方講座～	30～60		5	初めて学ぶ！成年後見制度～メリット・デメリット～	60～90
	6	持続可能な地域づくりを目指そう！	NEW 30		6	幸齢者(高齢者)になるためのコツを伝授！～認知症と成年後見制度～	60～90
	7	湯沢市の財政状況	40		7	認知症 知り隊・聞き隊・学び隊講座～認知症サポーター養成講座～	90
	8	ようこそ湯沢市議会へ(議会開催中を除く)	50				
社会暮らしインフラ	1	みんなで考えよう！公共施設の未来	30～60	安心安全	1	防災・減災講座	45
	2	湯沢市の公共交通	30～60		2	マイタイムライン講座～自分・家族の防災行動計画を作ろう！～	60
	3	考えましよう～空き家のこと～	40～50		3	地区防災計画作成講座	NEW 45
	4	ごみ処理講座	30		4	湯沢市災害時要援護者避難支援プラン	30
	5	湯沢市の水道水	50		5	消費生活講座～あなたも私もみんな消費者！クイズで学ぼう！知っているようで知らない消費生活～	NEW 40～50
	6	下水道のしくみ	50～70		6	消費生活講座～消費者力をアップ！みんなの力で消費者被害を防ぐ地域社会を～	NEW 40～50
保険年金市税	1	国民健康保険講座(7月～9月を除く)	40	教育文化スポーツ	1	ALL ABOUT FOREIGN CULTURES <外国文化のすべて>	60～120
	2	後期高齢者医療講座(7月～9月を除く)	40		2	学校とともにある地域づくり	30
	3	国民年金講座(7月～9月を除く)	40		3	ニューススポーツ紹介	30～40
	4	税のしくみ<市県民税の申告>(1月～6月を除く)	60		4	体力年齢を知って健康保持増進！	60
	5	税のしくみ<固定資産税>(1月～6月を除く)	60		5	湯沢市の文化財	30～45
経済産業	1	おしえて！ゆざわジオパーク	30～120		6	行ってみよう、雄勝郡会議事堂記念館	30～45
	2	湯沢市の地熱エネルギー	30～60		7	佐竹南家御日記 見どころ紹介	NEW 30～45
	3	湯沢市の商工施策講座	NEW 30		8	図書館へ行こう！	60
	4	米の需給調整施策講座	NEW 30～60		9	水生生物の観察講座～ヤマメを放流してみよう～(4月～10月を除く)(主に小学生対象 ※その他の団体などについては御相談ください。)	NEW 30～60
	5	農地のおはなし	NEW 30～60	その他	1	特別メニュー	
	6	湯沢の循環型農業	NEW 30～60			メニューにないものでも、ご希望に応じてできるだけ調整します。お気軽にご相談ください。	
	7	第3次湯沢市農業振興計画～農業の現状と課題～	NEW 30～60				
	8	農地整備・保全講座	NEW 30				
	9	森林経営管理制度・森林環境税・森林環境譲与税・森林環境教育講座	NEW 40～50				

#### ■ 申込方法

講座内容を、市ホームページか右記に問い合わせの上、事前に確認してから申請書を提出してください(メール・FAXでも提出可)。

問 湯沢市生涯学習推進本部事務局(教育委員会)

事務局生涯学習課社会教育班内 ☎ 73-2163

FAX 72-8515 ✉ k-shakai-gr@city.yuzawa.lg.jp



## 新入学(園)期の交通安全運動 新入学児童・園児を中心とした 子どもの交通事故防止

期間 4月6日(木)～12日(水)

問 環境共生課市民生活窓口班(☎ 73-2115)

4月に入学(園)し、慣れない通学(園)路を通い始める子どもたちを家庭、地域が一体となり、交通事故から守りましょう。

運転する方は、学校や保育園などの近くや通学(園)路を走行するときは、子どもたちに注意し、スピードを抑えて運転しましょう。

保護者の皆さんは、子どものお手本となり、道路の正しい歩き方、横断歩道の渡り方を教えましょう。